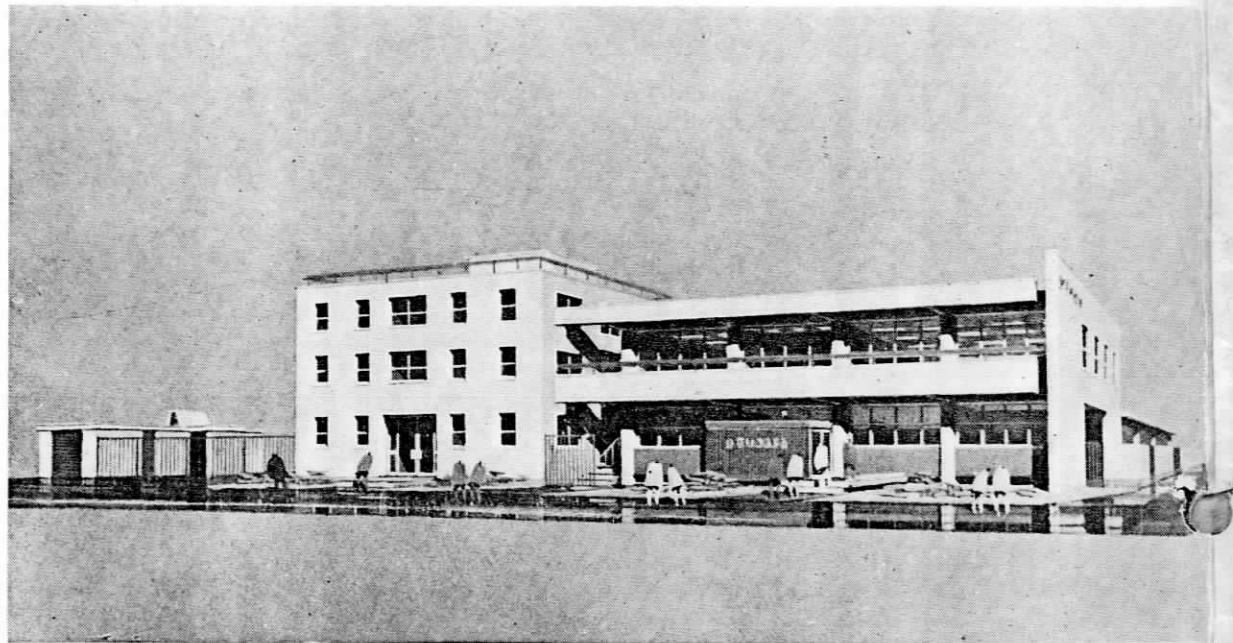


西成地域 日雇労働者

の
就労と福祉のために

創設と事業の概要

財団法人 西成労働福祉センター



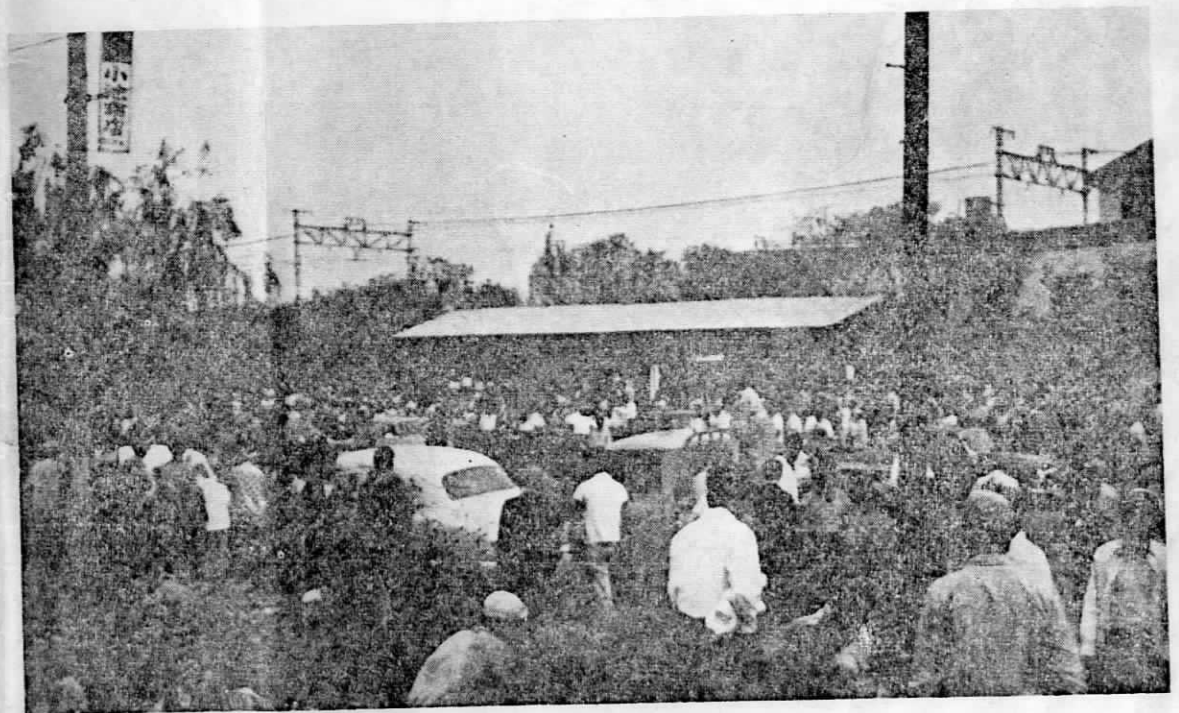
西成労働福祉センター

大阪府が新造改築し、事業所として当センターに無償貸与されるものである。

所在地	大阪市西成区東入船町23番地（四恩学園あと）		
敷地面積	1,536.22㎡（465.52坪）		
建物			
1. 本館	鉄筋コンクリート2階建	延	457.90㎡（137.85坪）
2. 別館	鉄筋コンクリート3階建	延	395.88㎡（119.96坪）
3. 寄場	軽量鉄骨造平家建		256.50㎡（77.73坪）
4. 労働者用便所、車庫	コンクリートブロック造平家建		43.29㎡（13.12坪）
5. 渡り廊下	鉄骨スレート瓦葺き		14.76㎡（4.47坪）

目次

	頁
<表紙裏>.....写真・西成労働福祉センター	
ごあいさつ.....理事長 芦田 泰三	3
民間でより効果的に、大阪府は財団の後援に.....大阪府知事 左藤 義詮	4
地域と雇用主のご協力を.....大阪府労働部長 寒川 喜一	5
設立の主旨.....	6
設立の経過.....	7
役員.....	9
事業報告.....	11
写真.....	22, 23
昭和38年度事業（予定）.....	24
寄附行為.....	25
運営要綱.....	31
<裏表紙>.....敷地と建物の見とり図	



早朝、求職に集る労働者……労働分室（旧事業所）を中心として

ごあいさつ

本財団は、行政機関の大きな援助と一般社会の御協力を得て、西成の特定地域における労務者の就労と、これにともなう福祉にあたる目的で創立されたものであります。こうした形の労働施策は全国でもはじめてのケースといわれます。それだけに本財団は責任の重大さを痛感し、目的達成に努力いたす所存であります。この際特に社会各方面の御理解をお願い申し上げます。

この地域に住む日雇労働の人達の就労については、従来からむつかしい問題が多く、昭和36年8月1日におこった事件を契機として、一層社会の注目をひくところとなり、各関係行政当局におかれては、いく多の改善策を実施されてまいりました。

その一つに、大阪府は事件直後の9月1日に、労働部西成分室を急設して、無料の就労あつせん事業を開始し、労務者が心ない手配師の手にわずらわされず、安心して就業するようにつとめ、与論の支持とともに効果を挙げてきたのであります。本財団は昭和37年10月1日からこの事業を受けつぎ、労働省の許可を得て、無料の職業紹介、日雇労務者の常用あるいは定職化、職業訓練や就業生活の相談、医療、厚生など労働福祉と関連ある仕事に幅をひろげ、この地域の特殊な労働事情に対応して、就労にあわせて生活向上にも資する、有機的な総合施策を行う方針のもとに計画をたてております。

こうした事業は、いたって地味なものであり、短期間で目を見はるような効果を挙げ得るものではないことは御承知のとおりであります。貸すに相当の時日を必要とし、また極く少数の、限られた職員の力だけでは所期の目的を完うすることは困難であります。地域住民の各位をはじめ、社会各層の物心両面にわたる各種各様の御協力と御援助があつて、期待の成果が得られることと存じます。

本事業の発端は、もともと大阪府の創意によるところでありまして、本財団の事業運営に多額の補助をもつて助成されるほか、新たに本財団使用の事業所を増改築して之を提供されるなど並々ならぬ御援助と御力添えのほど、感謝措く能わざるところでありまして、左藤大阪府知事、田中、高田副知事を始め、本財団設立にあたり直接尽大な御努力賜りました大阪府寒川労働部長ほか労働部職業安定課の首脳部各位に深厚な謝意を表する次第であります。

日雇労務者の就労数が上向く陽春五月、新築なつた事業所に移つて、いよいよ本格的に業務を開始するにあたりまして、重ねて社会各方面の御協力と御声援を懇請し御挨拶申し上げます。

昭和38年4月1日

財団法人 西成労働福祉センター

理事長

芦田 泰三

民間でより効果的に 大阪府は財団の後援に

—昭和37年7月23日発起人会における
左藤義詮大阪府知事のあいさつ—

本日ここに、財団法人西成労働福祉センター設立発起人会を開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年8月、西成区内におきまして誠に残念な事件が発生いたしました。府におきましては、早速原因究明と、二度とこのような不祥事を起さないための対策について、大阪市長とも度々協議研究いたしました結果、あの事件の中核をなしたと思われる暴力、闇手配師の排除が喫緊のことであるとの結論に達したのでございます。しかしながら彼ら暴力闇手配師に属して、生計を維持する多数の労働者が存在し、これをなおざりにするならば、再び第二の釜ヶ崎事件を招来する危険も察知されたのであります。

本来、職業紹介業務は職業安定法にもとづいて、職業安定機関が取扱っておるのでございますがこれまでから再々職業安定機関の利用を勧奨いたしましたにも拘わらず、労働者の多くは職業安定機関との接触を極度に敬遠する状態にございまして、ただ単に職業の斡旋だけでなく、就労に関するもろもろの民生的施策をも併せて実施しなければ、十分な効果を収め得ないと考えられた次第でございまして。

本府におきましては、昨年9月1日、とりあえず同地に労働部西成分室を設置いたしまして、求人者の行なう合法的な直接募集の援助と当面必要な一連の労働施策を講じることとしたのでございますが、先に申述べましたような同地の特殊性から、この問題の根本的な解決には行政機関が直接手をさしのべるよりも、適当な民間団体をお願いいたしました方が、より効果的であるとかねがね考えておつた次第でございまして。

幸い各位におかれましては、財団法人西成労働福祉センターの設立について、特別のご協力をお願いいたしました処、公私共にご多用であるにもかかわらず、心よくご承引下さいまして誠に喜ばしく、感謝にたえない次第でございまして。この上はどうか法人がつながりなく設立され、同地域労働者のこの上ないより処として、ご活躍されることを望んでやみません。

思うに釜ヶ崎問題は極めてむづかしく、その根本的解決には幾多の困難があるものと存じます。本府といたしましては、この法人の後援として、できる限りのご援助を惜しまない所存でございますので、同地域の生活環境の改善と同地域居住労働者の職業安定と福祉の増進に、各位の格別のご尽力を賜りますことを心より祈念いたしまして私のご挨拶といたします。

昭和27年7月23日

大阪府知事 左 藤 義 詮

地域と雇用主のご協力を

日雇労働者の雇用関係が社会的秩序を失い、その福祉状態も立ちおくれている場合、これを改善する対症療法は、総合的に実施されなければ、効果を高めることが出来ません。触法的就労関係を正規なルートにのせて、安定を計り、定職化を進めると同時に、就労以前の問題、すなわち労働者のさまざまな個別的ケースに対する職業、医療、厚生等の相談にも応じ、その解決に助言と実質的援助をおくらなければなりません。これが単一な一般的職業紹介とその業務内容を異にするところであつて、ここに西成労働福祉センターが設立された特別の理由があります。

センターの仕事は、あくまでも「話し合い」の場でありましょう。言うまでもなく、センターは公益法人ですから、基本的には法規に従つて運営されますが、地域の労働状態をよく究め、これを改善、発展させるために、法的措置だけをもつては、および得ないもろもろの施策なり事業を気ながく着実に、これに加えて対人的にはあくまでも情宜深く行うこと。これがセンターの運営内容としてもつとも大切なことでありますが、これには広く本事業に関与される社会の皆さんに参画していただかなければ、目的の達成が出来ないでしょう。先ず雇用主の協力と地域住民各位の暖かい理解と援助をお願いし、つぎに労働者みずからの自覚と絶えざる努力にまたねばなりません。これを推進する業務は権利や義務—法的処置のみでは片付けられるものでなく、あくまでも民主的話し合いでまとめられ、協力しあつて始めて成果を挙げることが出来ます。しかし民主的協力を求めるといっても、特殊な地域としての性格から実際は容易でなく、センターの仕事が困難な紆余曲折を経過するだろうことはよく理解されますが、それだけにこの仕事は緊張と努力の仕甲斐があり妙味もあつて、社会が大きな期待を寄せるところであります。

大阪府はセンターの発足と運営に支障のないよう助成の責を負うてきましたが、私達関係行政者はこれが設立の発想者の一人として、その成長に責任と関心を持つものであります。今後とも必要な助言なり協力を惜しまないものであります。しかしセンターの限られた職員の力だけでは、その困難な使命を完うすることは難しく、上述したように是非とも地域と雇用主各位その他関係の皆様、ヒューマンイズムの視野に立つた援助をお願いして止みません。

センターの成立は我国では最初のテストケースであります。社会が注視するものもさることながら職員各位は職務の社会的重要性をよく認識したうえ、日雇の労働福祉対策をじつくり勉強し、あせらず、胸をはり、自信をもつて事務の処理に当ることを期待し、重ねて社会各方面の絶えざる御支援を懇請して、私の挨拶といたします。

昭和38年4月1日

大阪府労働部長 寒 川 喜 一

設 立 の 主 旨

昭和36年8月1日大阪市西成区の一部、不良環境地域に突発した事件を契機として、国ならびに関係行政機関は、同地域住民の労働、生活全般が他の一般社会と大いに異なる「特殊性」にあることを再確認して、これに対応する行政施策を実施するにいたった。

その複雑な特殊性を、生活の基盤である労働分野より見るとき、ここで日々くり返される就労関係が公正を失し、これにともなう労働者の不満と反社会的意識は、行政機関と接触、依存することを望まず、もしくは敬遠する状態にあつて、その社会的労働調整が正常を欠き、労働者の生活に不安定を来していた。

大阪府は地域の労働者を正規な労働につかせ、生活を安定させることが、環境を改善、浄化する基本施策のポイントであり、しかも、こうした特殊地域の施策は一元的な行政措置だけでは、十分な実効がえられず、民官一体をもつてする公益法人を組織して、市広く労働福祉にまで延長することが良策であることを結論としたのであるが、かかる団体が組織されるまでの暫定措置として、とりあえず事件直後の9月1日から労働部西成分室を急設し、労働者の就労援助にあわせ、これにともなう職業、医療、生活の相談にも応じ、地域の労働とその福祉行政を進め、世論の支持するところとなつて来た。

以上の経過を経て、西成労働分室の機能を更に発展させて、日雇労働者の就労と労働福祉を一層充実せしめるため、地域における特殊性を把握しつつ、法的行政的に制約された施策だけに終らず、複雑な状況と時宜に即応、広範な対策と活動を可能とする組織体を構成して、適切な企画と市広い事業を実施し、もつて社会の要請にこたえることになった。

財団法人西成労働福祉センターはこの目的を達成するため、大阪府の発意と助成、社会各方面の協力と援助によつて設立されるものである。

設 立 の 経 過

設立の主旨にもとづいて、大阪府がその創意をもち、昭和37年5月1日に、大阪府庁（労働部職業安定課）内に準備事務局を設置して、公益法人の組織に着手し、7月23日、財団法人西成労働福祉センターの設立発起人会を大阪府知事室で開催した。

財団法人 西成労働福祉センター

設 立 発 起 人 会

日 時 昭和37年7月23日 午後1時—3時

会 場 大阪府知事応接室（大阪市東区大手前之町）

発起人会に先立つて左藤義詮大阪府知事に
よる別項記載（本誌4頁）の挨拶があつた

設 立 発 起 人

芦田泰三、松尾純雄、大林芳郎、栗山利男、鴻池藤一、小林大蔵、駒井英二、坂田勝郎、
沢村義夫、四宮忠蔵、橋爪恭一、林文雄、藤沢恒夫、益田豊彦、松永義道、村山リウ、寒川喜一、
里井達三良、福定泰一郎、松本幸三郎

以上全員 20名 （代理を含む）

議長に芦田泰三氏を全員一致で推挙し、議事に入る。

議 事

第1号議案 財団法人西成労働福祉センター設立に関し、設立主意書（案）の審議、住友生命
保険相互会社々長芦田泰三氏より基本金寄附申入の承認

第2号議案 寄附行為（案）の審議

第3号議案 財産目録、事業計画、収支予算の各案の審議

以上の案件について、議長より承認を求め、全員異議なく採択、議決した。

第4号議案 設立者について、議長より発起人全員の就任方をはかり、全員これを承諾。設立
代表者に芦田泰三氏を選任、また設立当初の役員及び理事、監事の選任について、一任を受けた
議長は別記（9頁）の通り委嘱、全員就任を承諾した。つづいて理事長に芦田泰三氏を選任、その
承諾を得、芦田理事長より専務理事に理事松尾純雄氏を委嘱することをはかり、全員之を承諾し
た。

名誉役員 の 推 戴

議長は全役員 の 賛成を得て、本財団 の 名誉役員 として別項(9頁)記載 の 各氏を推戴した。

◇……なお設立発起人会には、関係者として上記以外に、大阪府労働部次長安藤康政、同職業安定課長吉本実、同課長補佐仲谷幾夫、同労働係長中村秀哉、住友生命保険相互会社総務部長村上昭の各氏が列席した。

設 立 の 許 可

財団法人西成労働福祉センターの設立許可申請書は、昭和37年9月1日附をもって大阪府労働部を経由、労働大臣大橋武夫殿宛申請、昭和37年9月21日附、労働省収職第1,320号をもって許可された。添付書類の目録は次の通り。

1. 設立主意書
2. 財産目録
3. 寄附申込書
4. 財産の権利所属証明
5. 施設及び運営経費に関する措置
6. 設立決議録謄本
7. 寄附行為
8. 運営要綱
9. 設立後2年間の事業計画及び収支予算
10. 設立代表者の権限証明
11. 役員 の 就任承諾書、履歴書及び公務員 の 兼職承認書

登 記

財団法人西成労働福祉センターの登記(大阪法務局)は昭和37年10月22日完了した。

無 料 の 職 業 紹 介 事 業 許 可

本財団寄附行為による、主たる事業である無料の職業紹介事業の許可について、昭和37年9月24日、大阪府労働部を通じ、労働大臣に申請、同年9月28日附、労働省収職第1,420号をもって、同年10月1日より実施することを許可された。

添付書類は次の通り。

1. 寄附行為
2. 業務運営規定
3. 代表者の履歴書及び戸籍謄本
4. 従業員の履歴書及び住民登録票抄本
5. 支出予算及び財源調書
6. 財産目録
7. 事業所設置、設備の状況
8. 事業計画
9. 運営要綱
10. その他の参考資料

役 員

名 与 役 員

会 長	大 阪 府 知 事 左 藤 義 詮
副 会 長	大 阪 府 副 知 事 田 中 楢 一
同	大 阪 府 副 知 事 高 田 敏 一
同	大 阪 市 助 役
同	大 阪 市 長 中 馬 馨
同	大 阪 府 議 会 議 長
同	大 阪 市 議 会 議 長
同	大 阪 府 公 安 委 員 長 春 日 弘
同	大 阪 商 工 会 議 所 会 頭 小 田 原 大 造
同	四 天 王 寺 貫 主 出 口 常 順
同	天 理 教 真 柱 中 山 正 善

理 事 及 び 監 事

理 事 長	住 友 生 命 保 険 相 互 会 社 社 長 芦 田 泰 三
専 務 理 事	松 尾 純 雄
理 事	株 式 会 社 大 林 組 社 長 大 林 芳 郎
同	大 阪 読 売 新 聞 社 専 務 取 締 役 栗 山 利 男
同	鴻 池 運 輸 株 式 会 社 社 長 鴻 池 藤 一

同	上 宮 学 園 長 小 林 大 巖
同	株 式 会 社 駒 井 鉄 工 所 社 長 駒 井 英 二
同	毎 日 新 聞 社 常 務 取 締 役 坂 田 勝 郎
同	産 経 新 聞 社 副 社 長 沢 村 義 夫
同	株 式 会 社 辰 巳 商 会 社 長 四 宮 忠 蔵
同	株 式 会 社 銭 高 組 社 長 銭 高 輝 之
同	大 阪 府 立 社 会 事 業 短 期 大 学 長 橋 爪 恭 一
同	社 会 福 祉 法 人 四 愚 学 園 理 事 長 林 文 雄
同	作 家 藤 沢 桓 夫
同	朝 日 新 聞 社 取 締 役 益 田 豊 彦
同	天 理 教 大 阪 教 区 長 松 永 義 道
同	評 論 家 村 山 里 ウ
同	大 阪 府 労 働 部 長 寒 川 喜 一
同	大 阪 商 工 会 議 所 専 務 理 事 里 井 達 三 良
同	大 阪 府 民 生 部 長 福 定 泰 一 郎
同	大 阪 市 民 生 局 長 松 本 幸 三 郎

理 事 会

第1回理事会は次の通り行われた。

日 時 昭和37年10月26日（金）午後2時30分—午後4時

会 場 住友生命保険相互会社、5階会議室（大阪市北区中之島2丁目16番地）

理 事 出 席 者

芦田泰三、大林芳郎、栗山利男、鴻池藤一、小林大巖、駒井英二、坂田勝郎、沢村義夫、四宮忠蔵、橋爪恭一、林文雄、松尾純雄

（16名中12名出席）（代理を含む）

監 事 出 席 者

寒川喜一、里井達三良、福定泰一郎（4名中3名出席）

欠 席 者

理事・藤沢恒夫、益田豊彦、松永義道、村山リウ、監事・松本幸三郎 委任状・4通

議 事

芦田理事長が議長となり、松尾専務理事が各議案の説明、各理事、監事より質問、意見の開陳があつて、次の議案を可決、決定した。

第1号議案 財団法人設立、及び無料の職業紹介事業、各理事の登記完了の報告、承認

第2号議案 予算案の審議、承認

第3号議案 寄附行為一部変更及び基本金50万円を100万円に増額する件の審議、決定

第4号議案 事業運営方針の審議、承認、財団事務局の処務規定、就業規則、職員給与規定（いずれも案）の承認

第5号議案 理事1名増員の件は、満場一致で銭高輝之氏を推せん委嘱することを承認

以 上

議事録署名人に鴻池藤一、林文雄両氏を議長より依頼して散会した。

銭高理事登記

新任理事銭高輝之氏の理事登記は昭和37年11月14日完了した。

事 業 報 告

I 就労あつせんの事業

1. 当センターが現在実施している紹介事業は、正規な意味での無料職業紹介迄には進んでおらず、求人、求職相方による相互選択方式のあつせん事業とみなさるべきであろう。本事業は昭和36年9月1日から、大阪府労働部西成分室が施行していたものを、37年10月1日にセンター成立と同時にうけつたもので、次に表示する事業報告は、すべて分室時代からのものを掲載し、大方の参考資料とすることにした。

2. 第1表（裏面）に掲げた就労（あつせん）数は、一般民間の会社、事業所、工場その他による日雇労働者の就労数であつて、いわゆる飯場数は入っていない。

3. 開始した36年9月の調査は、不十分だったので同月のⅥ、Ⅶの二項目は不明のままこれから除外した。したがってⅧ、Ⅷの比率の項で相方合計して100%にならない項もあることを諒承していただきたい。その他、の項は一般の手伝い、運転助手などである。

4. 37年12月末現在、即ち満16ヶ月間の取扱件数（求人申込延件数）は37,752件、就労人員は452,927名（第一表）となり、これがあげた労賃の総合計は413,111,669円（第3表）となっている。

5. 単位あたり労賃は業種、季節、時間等によつて相違する。最高は沿岸荷役（港湾）の27年12月におけるオール・ナイト（午前8時から翌朝5時頃迄）の2,400円、最低が同じ沿岸の36年4月の定時で792円となっている。700円台はこの月だけで、あとは定時850—950が普通。港湾（船内沿岸）運輸、土木、下請業とその全部にわたる16ヶ月の平均労賃は、定時925円、夜勤（夕方6時から翌朝6時迄）1,183円、オール・ナイト2,014円となっている。（第2表）

6. 当センターの就労対象は、何等かの理由で国の職業安定機関に登録してないものが多い。これを啓蒙して、正規のルートにのせることと、さらに常用化をはかることがセンターの主な仕事の一つであるが、困難な事情もあつて、現在迄登録を勧奨した数は、約650名、常用的雇用に転行せしめたもの約2,500名となっている。

訓練生をおくる

定職常用化を計る手段としての技能訓練、正式な用語では、「転職促進訓練生」の募集は、大阪府で毎年二回行れており、当センターから、これを実施している守口訓練所（大阪府労働部職業訓練課）におくつた労働者は次の通りである。

昭和37年前期	受付	40名	合格	18名
〃 後期	受付	6名	合格	4名
昭和38年前期	受付	11名	合格	5名

訓練の職種は塗装と配管の二種で、資格は失業対策事業紹介適格者手帳を有する40才未満の男子6ヶ月の訓練期間中は訓練を受けた一日につき、510円の手当を支給するほか、各種の特典があるが、本センターからの希望者は予想外に少数である。これは訓練所のある守口が西成から遠いこと、510円の手当だけでは、西成地域における毎日の食住生活がかなりきゅうくつでないかということが、その理由に挙げられている。